

### 3 同和問題の解決のため、私たちはどうしていけばよいか話し合おう

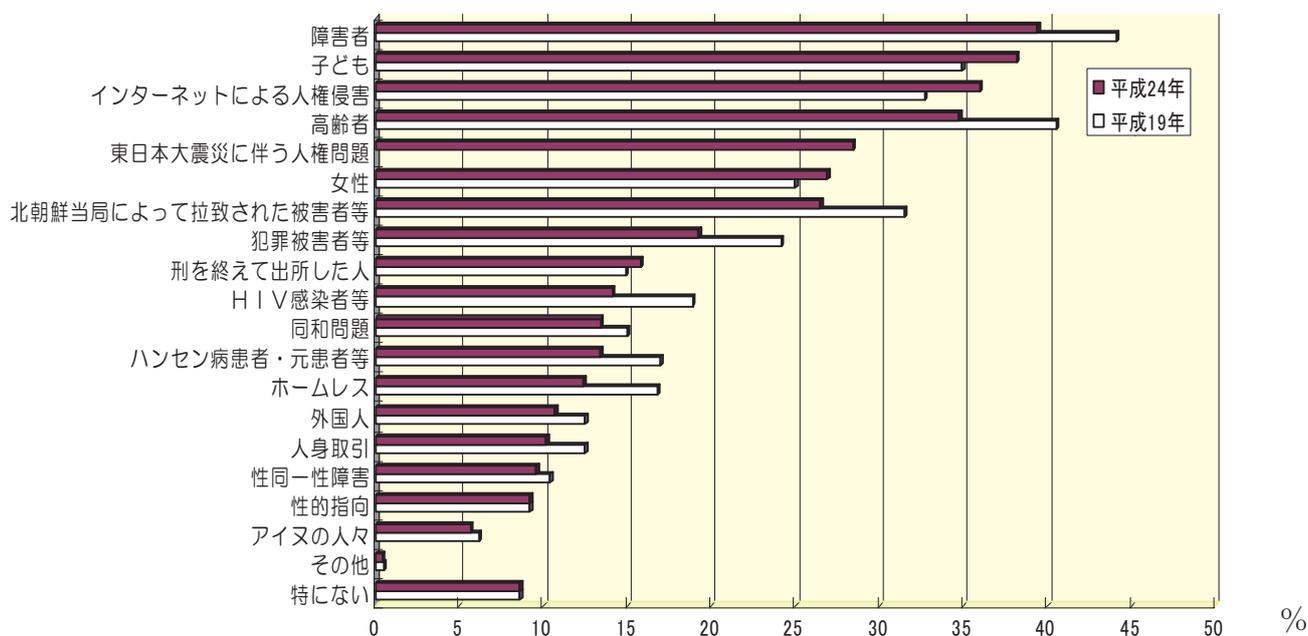
#### わたしたち一人一人の課題として

「同和対策事業特別措置法」の施行から40年以上のさまざまな取り組みにより、教育上の較差の解消、住環境の改善等は大きく進みました。また、人々の人権意識も高まってきましたが、同和問題がまだ完全に解決されたわけではありません。

現在も、人権や同和問題についての学習が学校や職場、地域でなされています。私たち一人一人が同和問題をはじめ多くの人権課題を正しく理解することが、差別の解消に向けて必要なことです。そしてそのことが、自分だけでなく、ともに生きるみんなの幸せにつながります。

私たちが、すべての人権課題を自分のことと受け止め、何ができるか話し合い、自分たちができることに取り組んでいきましょう。

#### 資料 11 人権課題に関する関心



平成 25 年版人権教育・啓発白書（法務省）

同和問題について、講師の先生からお話を聞きました。その人自身に問題があるわけではないのに、学ぶことや結婚することなどの自由が奪われるのはとてもおかしいということ、あらためて確認することができました。先生が話されていたことをこの場だけで終わらせるのではなく、差別がなぜいけないのか、自分の中で深めて、そこから広めていきたいです。

(県内中学生)

- 同和問題に関して、現在はどのような課題があるのでしょうか。
- 資料11の人権課題について、あなたはいくつ説明できますか。
- 差別をなくすために、「私」ができることを考えましょう。

#### (4) 国民全体の取り組みへ

昭和30年代には、被差別部落の生活環境改善のために国の予算が計上されるようになりましたが、それは部分的な政策にとどまりました。そこで、差別をなくすために、部落解放を求める運動団体をはじめ多くの国民が、政府や国会に総合的な対策を講じるよう求めていきました。これに対して、政府は、1961（昭和36）年に同和対策審議会を設置しました。

同和対策審議会は、4年かけて差別をなくすために必要な対策を審議し、1965（昭和40）年に「同和対策審議会答申」を政府に提出しました。この答申において、同和問題の解決は、「国の責務」であるとともに「国民的課題」であると明示され、国をあげてその解決を図るよう求めました。部落差別の問題（「同和問題」）がようやく国民全体の課題となったのです。

#### 資料10 同和対策審議会答申

##### 【前文（抜粋）】

いうまでもなく同和問題は人類普遍<sup>じんるいふへん</sup>の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。

##### 【第1部（抜粋）】

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

－（中略）－

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害<sup>しんがい</sup>にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。

－（以下略）－

政府は答申の趣旨<sup>しゆし</sup>に沿って、1969（昭和44）年6月、国会へ「同和対策事業特別措置法」を提出しました。法案は満場一致で可決され、同年に公布、施行されました。この法律は10年間の時限法で、日本国憲法と答申の精神を尊重し、対策事業を国及び地方公共団体の責任において実施し、被差別部落（同和地区）の経済力を高め、住民の生活の安定と福祉の向上などを図ることとしました。

これは、1871（明治4）年にいわゆる「解放令」が公布されてから百年近くたって、法律に基づいて国が総合的な取り組みをしようとする画期的なものでした。この法律に基づいて、各地で事業が積極的に推進されていきました。被差別部落の環境改善をはじめとする実態的差別の解消が図られるとともに、広く国民の理解と協力を得る必要から、心理的差別の解消を図るため啓発活動も進められました。

「同和対策事業特別措置法」は3年間延長され、その後、国は新しい法の制定や改正を重ね、残された課題を整理しながら、その解決に努めてきています。現在は、2000（平成12）年12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、同和問題の解決をはじめ、さまざまな人権課題の解決に取り組んでいます。

※…1982（昭和57）年 地域改善対策事業特別措置法

1987（昭和62）年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律  
（2002（平成14）年3月失効）

- 同和問題は、どうして国民的課題なのでしょう。
- 同和問題を解決するために、国はどのような取り組みをしたのでしょうか。

## 資料8 教科書無償化への取り組み

1961(昭和36)年から、高知県高知市長浜<sup>めく</sup>では教科書を無償<sup>むしょう</sup>にする取り組みが進められました。高知市にあった被差別部落では、仕事に恵まれず、母親たちの多くは失業対策事業に出て働いていました。当時の失業対策事業は、1日働いて約300円でした。それに対して、当時、1年分の教科書代は、小学校で約700円、中学校では約1200円でした。親たちにとって、教科書代はかなりの額であり、毎年3月を迎えることを辛く思っていました。

親たちは、学習会<sup>ふつうきょうい</sup>で憲法第26条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」とあることを学びました。そこで、親たちは、教師をはじめ多くの人々に働きかけ、「長浜・教科書をタダにする会」を結成し、集会を開いたり、署名を集めたりしました。その行動は、多くの団体の支持を得て、高知市議会も、小・中学校の教科書を無償にするように内閣総理大臣や文部大臣に意見書を提出しました。

このように、教科書無償化への取り組みは、全国各地に広がり、多くの人々の熱い思いは、国会でも取り上げられ、1963(昭和38)年12月に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が成立しました。1964(昭和39)年は、小学校1～3年生が無償になり、その後、無償の学年枠が順に広がり、1969(昭和41)年には、全小・中学校の教科書無償が全国的に実現しました。

## 資料9 夕焼けが美しい

夕焼けがうつくしい

わたくしはうちがびんぼうであったので  
がっこうへはいっておりません。

だからじをぜんぜんしりませんでした。

いま しきじがつきゆうでばんきようして  
かなはだいたいおぼえました。

いままでおいしゃへいってもうけついで  
なまえをかいてもらっていましたがためし  
にじぶんでかいてためしてみました。

かんごふさんが 北代さんとよんでくれたので  
大へんうれしかった。

夕焼けを見てもあまりうつくしいと  
思はなかつたけれどじをおぼえて

ほんとうにうつくしいと思うように  
なりました。みちをあるいておつても

かんばんにきをつけていてならつた  
じを見つけると大へんうれしく思います。

すうじおぼえたのでスーパーやもくよう  
いちへゆくのもたのしみになりました。

またりよかんへ行ってもへやのばん  
ごうをおぼえたのはじもかかなく

なりました。これからはがんばつて  
もっともつとばんきようをしたいです。

十年ながいきをしたいと思いません。

四十八年二月二十八日 北代 色

この文章は、当時高知県に住んでいた、北代<sup>きただいいろ</sup>さんが70歳の時に初めて出した手紙です。北代さんは、明治38(1905)年に高知県土佐清水市に生まれ、5歳のころから子守<sup>じばさんぎょう</sup>と地場産業の草履<sup>ぞうり</sup>づくりをしていたため学校に行けませんでした。そのため、北代さんは字をまったく知らないまま大人になりましたが、識字学級<sup>しきじ</sup>に参加してやがて文字が書けるようになりました。

識字学級は、昭和38(1963)年に福岡県で開設されたのがはじまりとされ、その後、全国に広まっていきました。「電車やバスに乗るとき行き先がわからない。病院や役場へ行っても自分の住所や名前を書くことができない。」など文字の読み書きができないことは、人間としての必要な最低限の文化的な生活を奪<sup>うば</sup>われることになります。その後、文字を学ぶ運動が各地で展開されるようになり、被差別部落を中心に識字学級が開設されていきました。

○ 北代さんの詩を読んで、感想を話し合ひましょう。

### (3) 日本国憲法の制定と部落解放運動

水平社に結集した人々は、部落解放と民主主義の実現をめざして、差別解消のための取り組みを続けましたが、日本が第二次世界大戦の戦時体制を強める中で、水平社は解散せざるをえませんでした。

しかし、戦後水平社の精神は受け継がれ、新しい憲法のもとでの部落解放運動に大きな力となりました。1946（昭和21）年2月には、水平社の運動を受け継いだ部落解放全国委員会が結成されました。

そして、同年11月には、基本的人権の尊重を基本原則の一つとした日本国憲法が制定されました。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

しかし、部落差別をなくす具体的な手立てが講じられなかったため、教育の較差や就職、結婚における差別の実態はその後にも改善されませんでした。

#### 資料7 高知県の児童の作文（1950年代後半）

##### 「夏休みが待ち遠しい」

私はこのごろよく学校を休む。休んだあくる日に学校に行くと、みんなが「あんた学校ささい休むねえ。どうしたか」ととう。私は、「かぜをひいて休んだ」というと、「あたしらあかぜをひいたばあ休まんよ」と言われる。

先生、わたしが学校をささい休むのは、かぜをひいて休むときもありますが、もうひとつのわけは、うちがびんぼうで、ねえさんが中学校を休んでうちの手伝いをしています。私はそのねえさんを見ていると、きのどくで朝学校へ行こうと思っても、行きにくくなって休むのです。先生ごめんなさい。

それから先生にもうひとつおねがいがあります。それは、先生が給食代をもって来た人の表を教室の前にはっていますが、あれをはずしてくれませんか。私はあの表が心配で学校へ来にくい日があります。

私のうちは、おとうさん、おかあさんが毎日昼ごはんを食べんずく働いてくれます。私は学校の給食代をようはらいません。私だけではなしに、三年の弟の給食代もたまっています。私と弟と二人で、学校給食を食べるのは無理だと思います。それで、来月から自分がやめて、弟だけ食べさせてやりたいと思いますが、先生いきませんか。私はこれがいまいちばん困っていることです。

はやく夏休みになったらよいと、この間から思っています。そしたら、うちの手伝いもできます。夏休みには給食代をはらうにようびません。

#### 参考

戦後の同和問題における教育上の課題の一つに、被差別部落の子どもたちの長期欠席や不就学の問題がありました。奈良県の統計では、1951年～1952年の中学生の長期欠席率が被差別部落出身生徒では35.0%であるのに、被差別部落外の生徒は2.7%でした。他の府県も同じような状況がありました。長期欠席や不就学の原因として、家庭において、子どもも働き手として家計を支えていたことが考えられます。こうした状況に的確に対応するために、高知県では、福祉教員を学校に配置するという制度が始まりました。『きょうも机にあの子がいない。』は同和問題への取り組みの合い言葉となりました。その後、1969（昭和44）年の同和対策事業特別措置法の制定に伴い（P 48 参照）、国においては同和加配教員の制度が生まれました。

創立大会には、兵庫県からも多くの参加者がありました。

当時県内から参加された人への聞き取りの内容が残されています。その方は、参加したとき13歳だったそうです。その一部を紹介します。

【聞き手】（村の青年から水平社創立大会に行くように）声をかけられた時は、どんなきもちでしたか。

【話し手】 まあ、とにかく行って見たかった。行ってみたいけれども、そう簡単には決断できない。まあ、<sup>けいじょう</sup>刑場に行くような気持ち<sup>じゃっかん</sup>が若干子どもながらにあったと思うんです。はたして戻<sup>もど</sup>ってこられるんかどうか。行く時に母親から、「捕まえにきたら逃げな<sup>つか</sup>あかんで、逃げたらなんぼ<sup>じゆんさ</sup>巡査でも見逃してくれるさかい」と言われたことを覚えておりますわな。

【聞き手】 最後に行くというふう<sup>う</sup>に決められても、費用は結構かかったと思うんですけど、どんなふう<sup>う</sup>に工面されたんでしょうか。

【話し手】 母親から5円もらいましたな。さあ、5円というお金は、当時としては大金ですわな。（当時、5円は500銭、かけそば1杯が約10銭であった。）

【聞き手】 どこを<sup>こ</sup>通って行かれたのですか。

【話し手】 （まだ暗がり<sup>くらがり</sup>に出て）まず三田まで（約20kmか）歩いていき、そこから汽車で大阪に出て京都まで行きましたな。（中略）そうそう、赤松峠（現在の三木市吉川町と神戸市北区）を越してね、そして一番か二番の汽車に乗ったんですよ。

【聞き手】 公会堂が近づいてきて、会場に向かう人たちが増えてきたと思うんですけど、声を交わされる人などはいなかったのですか。

【話し手】 それはありました。たしか、兵庫県から来た四、五名にも出会い、話をしたような覚えがあります。（中略）郷土<sup>たよ</sup>におればですね、部落出身ということで非常に少数で力が足らんし、頼<sup>たよ</sup>るもんもないし、さびしい思いやったけども、全国からこ<sup>こ</sup>うやって集まってくるとえらいもんやなあ。そういう感動<sup>こころだの</sup>とといいますか、心頼<sup>こころたの</sup>みというか、前途頼<sup>ぜんたの</sup>もしいもんを子どもながらに感じ取ったと思いますね。

【聞き手】 あの「宣言」が朗読されたときには皆さんが涙され、やがて大拍手と歓呼<sup>かんこ</sup>の声があがったという話を聞きますけれども、そのときの雰<sup>ふん</sup>囲気<sup>い</sup>はどうだったのですか。

【話し手】 まあ、全国から集まれば、仲間はこれだけおるねんや。代表だけでもこれだけおんねんや。力強いもんやと。これから差別するもんに対してはやっぱりその過ちをたださなあかんねん。自分らの力だけでできな<sup>ぞうえん</sup>んだら、仲間が助けてくれる。京都や大阪からも増援<sup>ぞうえん</sup>に来てくれるんやと。（中略）だから、全国の仲間と手を握<sup>か</sup>ってね、そこでまあ、感涙<sup>かんるい</sup>、感動<sup>かんどう</sup>とといいますかね、皆すすり泣いたことが非常に印象に残っていますね。



全国水平社創立メンバー  
写真提供：水平社博物館



チラシ「全国水平社創立大会へ」  
写真提供：水平社博物館

## (2) 全国水平社の結成

1918(大正7)年におきた米騒動<sup>こめそうどう</sup>をきっかけに、人々の生活上の権利を求める動きが盛んになりました。そして、大正デモクラシーのうねりが高まるにつれ、被差別部落の人々は、人間の自由や平等についての認識を深め、自らの力で部落解放をめざしました。

1922(大正11)年3月、被差別部落の人々は、差別からの解放を求めて全国水平社を創立しました。その中心になったのは、部落差別の不当性を社会に訴え<sup>うった</sup>るとともに、自ら立ち上がることの大切さを自覚した阪本清一郎<sup>さかもとせいいちろう</sup>や西光万吉<sup>さいこうまんきち</sup>、駒井喜作<sup>こまいきさく</sup>らの被差別部落の青年たちでした。

創立大会は京都市の岡崎公会堂<sup>おかざき</sup>で開かれ、各地の被差別部落を代表した3,000人余りの人々がかけつけました。

大会は、熱気あふれる雰囲気<sup>ふんいき</sup>で終始し、「差別からの解放」「経済・職業の自由の獲得<sup>かくとく</sup>」「人間性の原理に覚醒<sup>かくせい</sup>し人類最高の完成への突進<sup>とっしん</sup>」という三大綱領や、日本の人権宣言とも言われる「水平社宣言」などを満場一致<sup>まんじょういっち</sup>で採択<sup>さいたく</sup>しました。宣言は、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」としめくくられ、人々は深い感動にうち震えながら、解放への決意<sup>けつぎ</sup>を誓い合いました。

水平社の運動は、3府21県に広がり、地方につくられた水平社の数は、300を超えました。

### 資料6 全国水平社創立大会の様子

地方代表にまじって、一人の少年<sup>だんじょう</sup>が壇上<sup>だんじょう</sup>に上がりました。まだ14歳の紅顔<sup>やまだこのじろう</sup>の山田孝野次郎という少年でした。

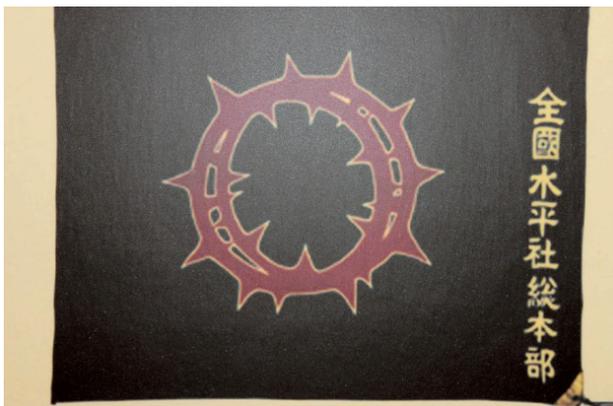
「私は、郡役所の方や学校の先生のお話をよく聞きました。それらの方は口をすっぱくして平等を叫び、差別は不合理だと訴えます。そして、私どもをいかにも理解しているかのように言い、差別的な感情など少しもないかのように言われますが、一度教壇<sup>ひとみ</sup>に立った先生の瞳は、なんと、冷たいものでしょう…。」

ここまで話すと少年の瞳には涙がにじんできました。そして、差別された、苦しい体験をあげて話を続けましたが、小さな胸に怒りと悲しみがあふれ、ついに泣いてしまいました。会場からもむせび泣く声が聞こえ、壇上にいた委員もその場にいたたまれず事務所に走り込み、手を取り合いながら泣きました。少年は、涙をおさえ、大きい声を張り上げて叫びました。

「いま私どもは泣いているときではありません。大人も子どももいっせいに立ち上がって、そして光り輝く、新しい世の中にしていこうではありませんか。」

たちまち会場は、あらしのような拍手につつまれました。

全国水平社機関誌「水平」第1巻(1922年)から引用



- 「水平社」という言葉や、荊冠旗<sup>けいかんき</sup>のデザインにはどんな意味や思いがこめられているのか考えてみましょう

## 2 同和問題の解決に向けた行動や取り組みについて調べ、考えよう

### (1) 差別の撤回を求めた人々 — 渋染一揆 —

1855年、岡山藩は、財政難を解決しようとして<sup>けんやくれい</sup> 儉約令を出しました。その儉約令の最後の5カ条は、被差別部落の人々を対象としたものでした。その内容は、「新しくつくる衣類は木綿で、しかも無紋・渋染・藍染のものに限る」など、きびしい差別の命令になっていました。そのため、50余りの被差別部落の人々が団結して反対し、翌年、嘆願書を出しました。

しかし、嘆願書が差し戻されたため、1,500人以上の人々が集まって一揆を起し、2日間にわたる交渉の末、藩に嘆願書を受け取らせました。藩は儉約令の撤回はしなかったものの、渋染・藍染の着物を強制することはしませんでした。



渋染の着物  
(柿の渋で染めている。)

### 資料5 嘆願書

一、このたび儉約令を出された上に、私たちには別途のお触れを出され、私たち一同、大変困っております。

一、私たちは、田を耕し年貢を納め、非常の時は警備の仕事もしています。それなのに、このようなお触れを出され、百姓と分け隔てをされては、私たち一同生きるかきもありません。若者たちは、農業をほってしまうほど元気をなくして、嘆かわしく思っています。

～中 略～

一、紋付き着物は決して着てはならないとおっしゃいまして、私どもは、紋付きを新たにつくる者などおりません。十人のうち、七、八人は古着を買い求めて着ています。他家の紋付きは、値段が安いのです。暮れの年貢が差し支えたときは質屋に入れて、とにかく年貢を納めようと、心して暮らしています。

この度のお触れを承知しますと、老若男女とも身の上がどのようなになるのだろうか、昼夜を問わず嘆き悲しんでいます。みんな涙を流し、なぜこのような別の命令を出されたのか、嘆かわしいことだと思っています。

- 人々はどのような思いで一揆を起したのでしょうか。右のイラストの寄り合いでどんな話し合いが行われたのか、シナリオをつくって演じてみましょう。
- 一揆へ向かう人々とそれを見送る家族が言葉を交わす場面を絵に描いてみましょう。
- 一揆が成果をおさめた要因は何だと思えますか。



### (3) 近代 - 「解放令」と人々の暮らし

明治政府は、近代国家を建設するための政策の一つとして、江戸時代の身分制度を改め、天皇の一族を皇族、公家と大名を華族、武士を士族、百姓と町人を平民としました。

そして、1871（明治4）年8月の太政官布告（いわゆる「解放令」）によって、被差別身分を廃止しました。

その背景には、「えた」「ひにん」などの身分は廃止するべきであると主張した出石（兵庫県）出身の加藤弘之や、土佐（高知県）出身の大江卓らの意見とともに、被差別身分の人々の訴えがありました。また、厳しい財政状況の政府にとっては、被差別身分の人々も平民にして税金をとる対象を増やす必要もあったのです。

「解放令」によって、被差別身分の人々（以下「被差別部落の人々」）は、差別がなくなると喜び合いました。そして、「解放令」をよりどころに、山林や用水の平等な利用、寄合や祭礼での対等な交際の要求など、差別からの解放を求める動きが各地で起きました。

しかし、被差別部落の人々は零細な小作農が多かったため、地租改正の圧迫を強く受けました。さらに、被差別部落の人々がこれまで営んできた皮革などの仕事も、大きな資本の参入によって被差別部落の皮革産業は衰退し、生活はますます苦しくなりました。

政府は、華族や士族には生活の保障をしましたが、平民には何もしませんでした。そのうえ、納税、兵役、教育などの負担も重く、政府に対する不満が高まっていきました。

また、政府は、1872（明治5）年に学制を定め、すべての国民に教育を受けさせようとしていました。しかし、多くの家庭にとって、子どもたちは生活を支える大切な労働力であり、また、学校の建設費や高い授業料など負担も大きく、子どもを学校へ通わせることができない家庭もありました。なかでも被差別部落の人々の生活はきびしく、子どもを学校に行かせることは困難でした。そのうえ、学校に入学した後もさまざまな差別を受けました。

このように、政府は被差別部落の人々の生活を改善する具体的な施策はとらず、また、長く続いた慣習や差別意識も簡単には改まらなかったため、居住や就職、結婚などで差別を受けることは根強く残りました。

これに対して、被差別部落の人々は差別をなくすよう要求していきました。

#### 資料4 太政官布告（いわゆる「解放令」）（1871（明治4）年8月）

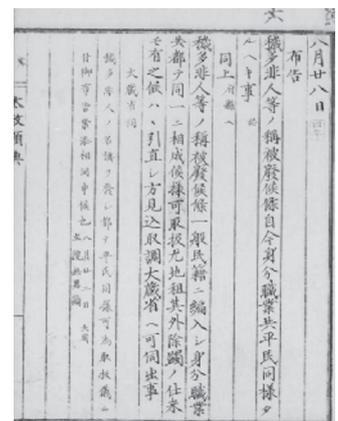
えた・ひにん等の名称が廃止されたので、これからは身分、職業ともに平民と同様であるべきこと。

同じく府県へ

もつとも、地租その他の負担を免除してきた慣習があれば、それを改めるために、再調査して大蔵省へ伺い出るべきこと。

#### 参考

当時の様子を記す県内の記録には、  
「…九月十五、六日頃よりえた非人素人同様の御沙汰触れ書廻り御座候…蓬物餅つき内祝い致す」とあり、被差別部落の人々の、解放令への喜びや期待を伝えています。



太政官布告（明治4）抜粋  
国立公文書館蔵

- 「解放令」が出た後、差別をされていた人々の生活はどうなったでしょう。
- 「解放令」が出た後も、差別がなくならなかった理由を考えましょう。

## (2) 近世 – 身分制度の中でたくましく生きた人々

江戸幕府は、豊臣秀吉が進めた兵農分離をもとに、1671年の宗門人別改帳※しゅうもんじんべつあらためちょうの法的整備を進めるなかで、人々を武士と百姓・町人ひやくしやうという身分に分けて固定化していきました。

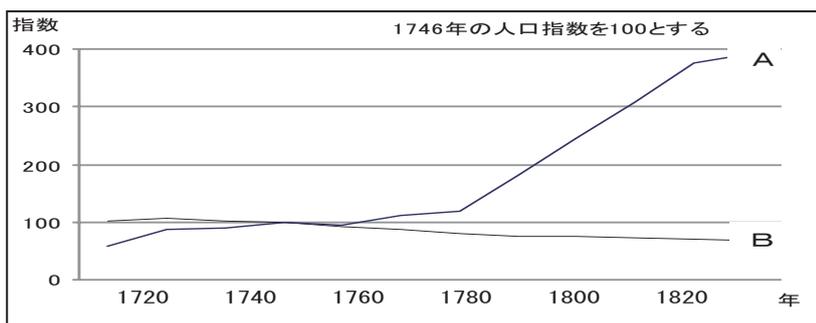
さらに、幕府は、中世からの人々の差別意識をもとに、百姓・町人のほかに「えた」や「ひにん」と呼ばれる身分を制度的に固定しました。

「えた」身分の人々は、農業などを営みながら、死牛馬の処理や皮革の製造、草履や雪駄づくり、芸能などの仕事に従事しました。「ひにん」身分の人々は、都市に住み、警備の仕事などにあたりました。このように、これらの人々は社会や文化を支える役割を果たしていましたが、百姓・町人からも疎外そがいされ、住む場所や服装・交際などで厳しい制限を受け、差別はさらに強化されていきました。

しかし、差別を受けながらも、人々は力を合わせて生活を向上させていきました。「えた」身分の人々の中にも、広い田畑を経営する者や、雪駄づくりの仕事を行って豊かになる者も出てきました。

※…初めは、仏教徒であることの確認を目的としていたが、やがて、結婚・出生・死亡や移転などを記した戸籍としての役割や、租税台帳としての役割をもつようになった。定期的な調査が義務づけられた。

### 資料2 江戸時代の人口の変化



### 雪駄



竹皮草履の裏面に皮が貼られ、防水機能がある。高級感があり、高価な品であった。

- グラフのうち、AとBのどちらが差別を受けていた村でしょう。
- 差別をされていた人々の生活を調べましょう。

### 資料3 医学を支えた人々

江戸時代は、解剖のことを「腑分け」と言いました。杉田玄白は、「解体新書」を翻訳し、「蘭学事始」という本をあらわしました。「蘭学事始」には、翻訳の苦心と、人体の解剖を初めて見た時の感動が記されています。

この時、解剖をして内臓の説明をした人は、「えた」身分の人でした。このような人が、すぐれた解剖の技術を生かしてこの頃の医学を支えていました。



# ◆ 同和問題の歴史について調べ、考えよう

## 1 同和問題の歴史について研究しよう

### (1) 中世 – 民衆の中の差別意識と優れた文化を担った人々 –

むかしの人々は、地震や洪水のような天変地異・死・出産・出血・火事・犯罪など、日常生活に変化をもたらすような出来事を「けがれ」と考え畏れました。この「けがれ」意識が日本の社会のなかの差別意識と結びつくことができました。

中世社会では、天皇や貴族、僧侶や神官、武士などの身分があり、さらに細かな身分に分かれ、身分関係は大変複雑でした。人間は、生まれや地位によって尊い者と賤しい者に分かれるという考え方も社会に広がっていきました。

商業や手工業が発展してくると、さまざまな職人が活躍するようになりました。なかには、死牛馬の処理や皮づくり、染め物、庭づくり、芸能、寺社の清掃や警護、運送などの仕事をする人々が生まれました。清いところとされていた神社・寺院や都の清掃、死牛馬の処理、葬送の仕事は、「清め」（「不浄のものの清掃」）とよばれました。また、庭づくりや芸能の仕事も日常とは異なる状態として「けがれ」に関わるものと考えられていました。平安時代以後、貴族を中心に死や血などを忌み嫌う考え方が強くなり、これらの仕事が、「けがれ」意識や異なる能力に対する「畏れ」意識などと結びついて、これらの仕事に従事する人々への差別意識につながっていったと言われています。

そのなかからも、庭をつくり、石垣を築く技術に優れた人々が生まれ、龍安寺の石庭や銀閣寺の庭はそうした人々によってつくられました。また、現在にもつながる芸能に従事した人々もいました。

今日、日本の伝統文化といわれるものには、中世に源流をもつものが多くあります。そして、この中世の文化の形成には、差別をされていた人々の貢献もありました。

#### 資料1 龍安寺の石庭と能

##### 【龍安寺の石庭】

水を用いずに石や砂などで山と水表現する「枯山水」とよばれる技法でつくられた石庭です。この龍安寺の石庭は、当時、差別をされていた人々によってつくられました。



##### 【世阿弥と能】

現在に伝わる伝統芸能の「能」は、室町時代に世阿弥が大成させました。芸能に従事した人々は当時差別を受けていましたが、世阿弥は、将軍などの保護を受ける中で、独学で教養を身に付け、「能」を大成させ、芸能論を残しました。



写真提供：篠山市教育委員会

○ 当時、差別をされていた人々は、ほかに、どんな文化を担っていたか調べましょう。